

○富士山暮らし応援カード事業実施要綱

令和5年12月27日

要綱第69号

(目的)

第1条 この要綱は、移住者等を対象に、富士河口湖町内の魅力ある企業や店舗等（以下、「事業所」という。）の利用を促進するため、各種割引サービスや特典を受けられるカードを交付し、移住前後にかかる経費の負担軽減や町での暮らしを豊かで多様化できる手段を提供するとともに、町内における移住者等の受入意識の醸成並びに地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「カード」

町が「富士山暮らし応援カード」として発行するカードをいう。

(2) 「移住者等」

次のいずれかに該当する者をいう。

ア カードの交付時に町へ移住後1年以内の者

イ カードの交付時に町外に在住し、富士河口湖町への移住や二拠点居住を希望する者

ウ 健康科学大学学生

(3) 「協賛店」

この事業の趣旨に賛同し、移住者を応援するサービスを提供する事業所として、町が登録したものをいう。

(4) 「協賛店証等」

この事業の協賛店であることを表示するため、町が協賛店に発行する証明書及びステッカーのことをいう。

(事業)

第3条 この事業は、移住者が協賛店にカード等を提示し、提示を受けた協賛店が協賛申込書に記載したサービスを提供することにより、第1条の目的を達成しようとするものである。

(事業の運営主体)

第4条 この事業は、町と富士山暮らし応援隊が連携しながら運営するものとする。

2 町は、協賛店の登録及び移住者に対するカード等の交付を行う。

3 富士山暮らし応援隊は、協賛店の増加とカード等の利用拡大による相乗効果が発揮されるよう、町民及び企業等に対し、この事業の趣旨の周知を行う。

(カードの交付)

第5条 カード等の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 移住者等で、18歳以上の者
- (2) 町が認める前号に類する者

2 カードの交付を受けようとする者は、町長に交付申請書（様式第1号）を提出するものとし、申請1件につき1枚を交付する。

（個人情報の取扱いについて）

第6条 申込書に記入のあった個人情報は、町が適切に管理することとし、町が実施する移住・定住の推進に関する事業のため、必要な範囲でのみ使用するものとする。

（カードの有効期間）

第7条 カードの有効期間は、カードの交付日の翌年度末とする。健康科学大学生にあつては在学期間中とする。

（協賛店の登録）

第8条 協賛店の登録を受けようとする企業等は、町長に協賛申込書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、やまなしくらしねっと富士河口湖町電子申請サービス内に設けた申込みページから申請した場合は、同じものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定による申込をすることができる事業者は、本町内に本店または事業所を有する事業者とする。

3 町長は、申込内容が適当と認められる場合には、その事業所を協賛店として登録する。

4 町長は、協賛店を登録した時は、当該事業所に登録証（様式第3号）および協賛ステッカーを交付する。

（協賛店の範囲）

第9条 協賛店の登録を受けようとする企業等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業所
- (2) 暴力団等が関連する事業所
- (3) その他、この事業の趣旨にそぐわないと町長が認める事業所

（変更の届出）

第10条 協賛店は、申込内容を変更する場合には、町に申し出なければならない。

2 協賛店は、提供する特典内容を変更する場合は、利用者への周知に努めなければならない。

3 変更の手続きは、第8条の規定に準ずるものとする。

（中止の届出）

第11条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合には、町長に申し出なければならない。

2 協賛店は、協賛を中止する時、登録証（様式第3号）及び協賛ステッカーの掲止め、利用者への周知に努めなければならない。

（協賛店の取り消し）

第 12 条 町長は、協賛店の取り扱いが申込内容と異なっていることが判明した場合には、登録を取り消すことができるものとする。

(委 任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、富士山暮らし応援カード事業の運用、解釈等については、必要の都度、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

富士山暮らし応援カード交付申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

富士山暮らし応援カードの交付を受けたいので、富士山暮らし応援カード事業実施要綱第5条に則り下記のとおり申請いたします。

ふりがな		年齢・性別	歳／男・女
氏名		生年月日	年 月 日
現住所	町内	富士河口湖町 (アパート・建物名)	
	町外	〒 -	都道府県 市町村 (アパート・建物名)
電話番号	- -		
メールアドレス	@		
(移住予定の) 家族構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> その他 (パートナー)		
職業			
移住等について	<input type="checkbox"/> すでに移住しており、転入日から1年以内 <input type="checkbox"/> 移住を希望している (1年以内 3年以内 未定) <input type="checkbox"/> 健康科学大学 年		
移住を検討した きっかけ			

確認書類 (1)身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、住民票等) (2)学生証

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報については富士河口湖町が実施する移住定住施策推進に関する事業に必要な範囲でのみ使用させていただくものであり、それ以外の目的では使用しません。

上記取扱いについて同意される場合は、「同意します」欄にチェックをつけてください。

上記について、同意します。

町記入欄	有効期限： 20 年 3月末	No.
------	----------------	-----

様式第2号(第8条関係)

富士山暮らし応援カード協賛申込書

年 月 日

富士河口湖町長 様

富士山暮らし応援カードの協賛店の登録を受けたいので、富士山暮らし応援カード事業実施要綱第8条に則り下記のとおり申し込いたします。

フリガナ	
法人名 (店舗・施設等の名称)	
所在地	〒401- 富士河口湖町
代表者 (職・氏名)	
担当者 (職・氏名)	
電話番号	- -
メールアドレス	@
HP アドレス	
主な業種	<input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 小売り <input type="checkbox"/> 宿泊・サービス <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> その他 ()
特典・サービス 等の内容	※HP 掲載予定
紹介コメント	※HP 掲載予定

添付書類 (1)町内に本店または事業所が立地していることが客観的にわかる書類

※特典は協賛店独自のポイントカードを持つ方向けの「ポイント2倍」等の特典ではなく、「割引」「プレゼント」等その場で直接メリットを感じやすい特典の設定をお願い致します。

様式第3号(第8条関係)

富士山暮らし応援カード事業
協賛事業者

登 録 証

様

富士山暮らし応援カード事業協賛事業者として登録します。

登録年月日 年 月 日

富士河口湖町長